

瑞穂監第58号
平成24年3月15日

瑞穂市長
堀孝正様

瑞穂市議会
議長星川睦枝様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 小寺 徹

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「穂積北中学校」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「穂積北中学校」における平成23年4月1日から平成23年10月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「需用費、備品購入費」についての監査を行った。

穂積北中学校は、教育委員会の学校教育課に属し、校長以下教諭（非常勤講師含む）、事務職員わせて29名体制で学校を運営している。生徒数は平成23年12月10日現在で3学年の15クラス、447名となっている。

2 監査の実施日

平成23年12月20日（火）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、学校教育課及び教育総務課から提出された資料を基に担当課から、学校の現状と課題及び施設管理については、現地にて学校長からそれぞれ説明を求めるとともに、保健室、理科準備室、学校図書館、灯油保管庫の状況等の確認も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 財務について

財務の執行は、穂積北中学校が執行するもの以外に、学校教育課、教育総務課がそれぞれ執行するものがあり、穂積北中学校関係として次のとおりであった。

平成23年10月末現在

科目	予算額(円)	執行済額(円)	比率(%)
学校管理費	17,318,000	7,269,028	42.0
教育振興費	6,067,000	1,060,219	17.5

2 予算について

予算編成は細節レベルでされており、需用費は、学校あたり、生徒数あたりの単価を基に積算されているものが多い。しかし、前年度実績等をあまり考慮していないためか、積算と実績がかけ離れているものもあるので適正に努めていただきたい。

3 需用費の使途について

学校管理費と教育振興費にそれぞれ需用費があるが、経理簿からはその使途基準が判断できないし、説明を受けても明確な基準はないようである。国等への支出状況の報告もあるとのことなので、明確な判断基準を設けて費用対効果を検証できるようにすべきである。

平成 22 年度においては、それぞれの予算でコートブラシ(各 2 本ずつ)を購入している。学校開放で使用することを学校管理費で、授業で使用することを教育振興費で購入したと説明を受けた。しかし、学校開放は生涯学習課の事務であり、生涯学習課の予算で購入しないと費用対効果が測定できないと考える。また、管理運営費でスペアキーを十数回購入しているが、その都度購入するとその必要性に疑問を抱くので、今後はできるだけまとめて購入したほうがよいと考える。

4 月締めの場合の支払いについて

瑞穂市契約規則及び同取扱要領によれば、5 万円以上の物品購入は、請書が必要となる。経理簿で 5 万円以上の支出が 2 社あったため確認したところ、両社とも月締めでまとめた請求のため請書は必要ないとの説明を受けた。念のため支出金調書を確認した結果、そのうちの 1 社は他の中学校も利用しており、請求の形態がばらばらで月締めとは判断できなかった。会計処理方法の徹底を願いたい。

5 施設修繕について

同一負担行為日に同一業者による複数の修繕工事があったので、まとめて一括で発注できなかったのか確認したところ、請求書をまとめてもらっているために同一負担行為日になっており、発注はそれぞれ別の日であるとの説明を受けた。瑞穂市契約規則及び同取扱要領によれば、修繕工事の場合には請負金額が 10 万円以上 50 万円未満だと請書が必要となる。学校の場合、緊急を要する修繕があることは理解できるが、経理簿からするとその事務を省略するために請求書を分けていると判断され兼ねないので、誤解を招かないよう注意していただきたい。

6 保健室医薬品について

保健室にある医薬品は外用剤のみで、内服剤は置いてなかった。医薬品は施錠できる薬品戸棚で保管されており、薬品使用簿を備えて養護教諭が管理を行っていた。引き続き適切な保管管理に努められたい。

7 理科準備室薬品について

薬品は、準備室内に設けられた暗室に保管してあり、薬品台帳も整備されていた。薬品戸棚は作り付けのようであるが、耐震対策には万全を期されたい。また薬品は、薬品整理箱に収納されたものがほとんどであったが、収納されてないものについても薬品整理箱で収納できないか検討いただきたい。

毒物及び劇物の保管場所には決められた表示がされ、施錠もされていた。不要薬品や実験廃液は置かれてなかった。

8 図書について

学校図書(複数冊)を入札にて購入した場合、教育委員会の備品管理は図書一式で合計金額となっている。一方、学校側は、1 冊ずつ台帳を

作成しているが、価格は把握されていない。現在の管理方法では、処分（廃棄）の際に支障が生じると考えるので、他の学校も含め早急に対応願いたい。

以上